令和7年度

全サービス共通

令和7年10月

伊万里市 長寿社会課 介護給付係 有田町 健康福祉課 介護担当

# 目次

1	指導方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• p	1
2	指導の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• p	1
3	省令、告示及び通知等の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• p	2
4	指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について・・・・・	•	•	• p	4
5	介護給付費算定に係る体制等に関する変更届(体制届)について	•	•	• p	6
6	災害発生時における被災・避難状況の連絡について・・・・・	•	•	• p	9
7	高齢者虐待の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• p	1 0
8	介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について・	•	•	• p	1 3
9	認知症介護基礎研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• p	1 4
1 0	地域密着型サービスに必要な研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• p	1 5
1 1	事故報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• p	1 6
1 2	伊万里市内の介護サービス事業所における事故の現状について・	•	•	• p	1 7
13	地域密着型サービスに関する基準省令、解釈通知、告示等・・・	•	•	• p	20

# 1 指導方針

介護保険は、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としており、事業者には法令等に則った適正な事業運営、利用者個々の状態に応じた適切なサービス提供に加え、利用者の尊厳の保持や身体又は生命の安全に関わる取組など、介護サービスの質の確保・向上が求められています。

このため、厚生労働省の定める「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、介護サービスの質の向上に向けた指導を実施するとともに、人員・設備・運営基準等の法令順守による適切なサービス提供の確保、人権擁護や危機管理の取組、介護給付費等の適正な請求事務などに対する指導を行います。

# 2 指導の内容

- (1)介護サービスの実施状況指導 身体的拘束等原則禁止、高齢者虐待防止の取組の推進、サービスの質の確保 など
- (2) 最低基準等運営体制指導 基準省令の遵守 など
- (3)報酬請求指導報酬算定基準に基づく体制の確保 など
- (4) 他法令関係

高齢者虐待防止法、社会福祉法及び介護福祉士法 など

# 3 省令、告示及び通知等の改正

令和6年度改正の主な項目は、以下のとおりです。詳細については、各サービスの資料及び厚生労働省通知にてご確認ください。

(1) 人員配置基準における両立支援への配慮 [3.(2)⑦]

#### 【全サービス】

- ・常勤の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務 制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者 が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」 として取扱うことを認める。
- ・「常勤換算法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤 換算での計算上も1(常勤)と取扱うことを認める。
- (2) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化 [3.(3)①]

#### 【全サービス】

・提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する 観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象 を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うこ とである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者 がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなく ても差し支えない旨が明確化された。

※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 1 問184

(3) いわゆるローカルルールについて [3.(3)②]

#### 【全サービス】

- ・都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。
  - ※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 1 問183
- (4)「書面掲示」規制の見直し [5.①]

#### 【全サービス】

・運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として 事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又 は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になって いるところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、 介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。

※令和7年度から義務付け

(5) テレワークの取扱い [3.(2)①]

【全サービス (居宅療養管理指導★を除く。)】

- ・人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに 関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の待遇に支障が生じないこと 等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。
- (6)業務継続計画未策定事業所に対する減算 [1.(5)④]
- ★【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防支援)居宅介護支援】
- ☆【地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

#### (単位数)

施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

★のサービス R7.3.31 までの間減算の対象としない

☆のサービス 原則減算の対象 (1年間の経過措置要件もあり)

(算定要件)

業務継続計画の策定

(7) 高齢者虐待防止の推進 [1. (6) ①]

【定期巡回·随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症 対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型 共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防支援)居 宅介護支援】

#### (単位数)

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

#### (算定要件)

虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合

# 4 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について

#### (1) 変更届

- ア 指定内容に変更を生じた場合は、変更届出書(別紙様式第二号(四))に「標準添付書類一覧」記載の必要書類を添付のうえ、変更があった日から 10日以内に届け出てください。なお、標準添付書類一覧の写しも、必ず 添付して提出してください。
- イ 法人の代表者、役員、事業所の管理者、サービス提供責任者及び介護支援 専門員が異動する場合は、必ず届け出てください。なお、法人の役員等の 変更(退任)の場合は、届出不要ですが、役員が新規に就任する場合は、 誓約書(標準様式6、参考様式6-2、暴力団排除)を提出してください。
- ウ 事業所の移転や工事を伴った事業所の構造・専用区画等の増改築等で設備 を変更する場合は、設備基準に合致しているか確認する必要があります。 移転や増改築等の前に、必ず市長寿社会課と協議してください。
- エ 事業所の譲渡や法人の合併、分社等、開設者が変わる場合には、新規扱い となります。必ず、事前に市長寿社会課と協議してください。
- オ 運営規程に定める事項(営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域等) を変更した場合には、原則として変更届を提出してください。
- カ 上記の変更に伴い、業務管理体制の届出事項に変更が生じる場合(法人名称・法人の本社所在地・代表者の住所・氏名・生年月日・法令遵守責任者等の氏名・生年月日等が変更する場合)は、業務管理体制の変更届出が別に必要となりますので、こちらも併せて提出してください。

#### (2) 廃止・休止・再開届

- ア 廃止又は休止しようとするときは、市長寿社会課と事前相談の上、その1 か月前までに届出を行い、再開しようとするときは、2か月前までに必ず 市長寿社会課に連絡してください。
- イ 廃止・休止の場合は、あらかじめ担当介護支援専門員や市長寿社会課に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置が講じられているかどうかを確認します。

#### 変更届出書

月 日

市(区・町・村)長殿

申請者

所在地

名称

代表者職名 氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号									
	法人番号	1 7								
	名称					'			 	 ·
<b>化自由空产变更</b> 1.4 克莱亚等	所在地									
指定内容を変更した事業所等	所任地									
サービスの種類										
変更年月日				年			F.		日	
変更があった事項(該当に〇)					3	更(	の内:	容		
事業所(施設)の名称	(変更前	)								
事業所(施設)の所在地										
申請者の名称										
主たる事務所の所在地										
法人等の種類										
代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名										
登記事項証明書·条例等										
(当該事業に関するものに限る。)										
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等										
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)	)								
運営規程										
協力医療機関・協力歯科医療機関										
事業所の種別										
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等										
との連携・支援体制										
本体施設、本体施設との移動経路等										
併設施設の状況等										
連携する訪問看護を行う事業所の名称										
連携する訪問看護を行う事業所の所在地										
介護支援専門員の氏名及びその登録番号										

備考

<sup>1 「</sup>サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。 なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の 添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の(変更前)と(変更後)欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力し てください。

# 5 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届(体制届)について

- (1) 新たに加算を算定する場合又は算定内容を変更する場合
- ア【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防 支援) 居宅介護支援】

加算の算定を開始しようとする月の前月の15日まで(15日が休日の場合は、翌開庁日まで)に提出してください。16日以降に提出された場合は、翌々月からの算定開始となります。また、加算要件の確認のため、別表の添付漏れに留意してください。

<u>イ【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入</u> 所者生活介護】

加算の算定を開始しようとする月の初日まで(初日が休日の場合は、前開 庁日まで)に提出してください。初日の翌日以降に提出された場合は、翌 月からの算定開始となります。また、加算要件の確認のため、別表の添付 漏れに留意してください。

#### (2) 加算の算定を終了する場合

要件を満たさなくなったなどで、加算の算定をしなくなる場合は、速やかに体制届を提出してください。

受付番号	

#### 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

<地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用><居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用> 令和

伊万里 市長

所在地 名 称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます

		,			, , ,		40,	0							
	フリ	Jガナ	ļ												
	名	称													
			(郵	更番号			_			)					
届	主力	とる事務所の所在地			県				郡市						
'			(Ľ	ルの名称											
出	連:	絡 先		話番号								FAX番	문		
""	_	いた。 人である場合その種別	_	2 III III - 7						去人所	神中	1700	.,		
者		277		陸夕					/-	ムハカ	指力	丘な	,		
18	1\3	長者の職・氏名	/	職名								氏名			
			(郵)	更番号			_			)					
	代表	長者の住所		**********	県	*****		******	郡市	*******			~~~~		
	フリ	<b>リガナ</b>													
	事業	<b>削・施設の名称</b>													
			(郵	更番号			_			)					
	<b>+</b> t	こる事業所の所在地	l (	生賀	県		伊万里	3	市						
事		1 9 7 NAVI 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<del>-</del>			K. J. J.								
業	油:	 絡 先	1	話番号								FAX番	무		-
	压			<u>8 m 年 ケ</u> 更番号						)		1 7 7 1	7		
所の	主た	:る事業所の所在地以外の場所で-	(亜)	史宙万	ΙĐ				777 ±	,					
の	部実	施する場合の出張所等の所在地			県				郡市						
状		65 4													
況	_	絡 先	Ē	『話番号								FAX番	号		
	管理	里者の氏名 ニューニー													
			(郵	更番号			_			)					
	管理	里者の住所			県				郡市						
	同-	-所在地において行う	実施	指定年	E							異動(予定)	異動	項目	市町村が定める単位の有無
		美等の種類	事業					異動	等の区	分		年月日	(※変更		(市町村記載)
l _	77	夜間対応型訪問介護	于木	ЛЦ		П	1新規		2変更		3終了	十万日	(小友丈	(U) Mg []	
届			_		-								特記事項	カトカリ	口 1 有
出		地域密着型通所介護	0	-			1新規		2変更		3終了		符記争垻	のとおり	
を	地	療養通所介護					1新規		2変更		3終了				□ 1有
行	域	認知症対応型通所介護				_	1新規		2変更		3終了				□ 1 有
う	密	小規模多機能型居宅介護					1新規		2変更		3終了				□ 1 有
事	着	認知症対応型共同生活介護					1新規		2変更		3終了				□ 1 有
業	型	地域密着型特定施設入居者生活介護	į				1新規		2変更		3終了				□ 1 有
所	サ	地域密着型介護老人福祉施設 <u>入所者生活介護</u>				П	1新規		2変更	П	3終了				□ 1 有
の	ΙÍ	定期巡回 · 随時対応型訪問介護看該					1新規		2変更		3終了				□ 1 有
状	ビ	複合型サービス	-												
況	こス		+	+			1新規		2変更		3終了		1		口 1 有
"		介護予防認知症対応型通所介護	1	-			1新規		2変更		3終了		-		□ 1 有
		介護予防小規模多機能型居宅介護	1				1新規		2変更		3終了				□ 1 有
		介護予防認知症対応型共同生活介護	1				1新規		2変更		3終了				□ 1有
	居早	已介護支援					1新規		2変更		3終了				
	介計	隻予防支援					1新規		2変更		3終了				
抽地			1 1		1	Ī		1							
			万里市		•			-							
			<u> 77 半川</u>	1 1	1	1	- 1	1	(+b=	- t	<del>ル</del> ナハ	エ担合)			
		事業所番号	1 1	1 1	i	1	i	į	(指)	を安	1) ( ()	る場合)			
		等を受けている事業			•	. ,		,							
医療	機関	コード等			1		_								
特		変 更	前									変更後	:		
記															·
事															
, ,															
項															
	関係:	書類 別添のとおり						•							
1 12	A IVIN	- // // / / C 00 /													

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
  - 「マ竹舎庁」欄には記載しないでください。

    「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」
    「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

    「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

    「実施事業」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。

    「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字の横の□を■にしてください。

  - 「異動項目」欄には、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、 人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。

  - 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を 有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別無1-3)

介護給 付費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一覧 表 (地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)

4

事業所番号

割引		1 ¢C	5																										
□下への登録		1 ¢C	2																										
の 他 該 当 す る 体 制 等	□ 1 1 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 なし こ 2 看護職員 こ 3 介護職員		口 1 減算型 口 2 基準型	海 5場 ロ 1 なし	口 1 対応不可 口 2 対応可	□ 1¢t □ 2あり	□ 1¢t □ 2あり	□ 1¢t □ 2あり	□ 1¢t □ 2あり	0 1 tc	ロ 1 なし         ロ 2 加算I         日 3 加算II	ດ 1 ¢ ເ	□ 1なし □ 2あり	□ 1 なし □ 3 加算I □ 2 加算II	□ 1 なし □ 2 加算14 □ 3 加算1□	□ 1¢L □ 2あり	ロ 1 なし ロ 2 あり	□ 1¢c □ 2あり	□ 1¢L □ 2あり	□ 1¢L □ 2あり	64	□ 1 なし □ 6 加算I (4の場合) □ 5 加算II (4の場合)	□ 7 加算皿(イの場合) □ 8 加算皿イ(□の場合) □ 9 加算皿イ(ハの場合)	□ 4 加算Ⅲロ(ロの場合) □ A 加算Ⅲロ(ハの場合)	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰ □ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ	B 加算V(1)	F 加算V(5) 日 G 加算V(6) 日 H 加算V(7) 日	<ul> <li>□ K 油草V(4)</li> <li>□ L 油草V(14)</li> <li>□ P 油草V(14)</li> <li>□ P 油草V(14)</li> </ul>
+	地域区分	職員の欠員による減算の状況	高齢者虐待防止措置実施の有無	業務継続計画策定の有無	感染症又は災害の発生を理由とする利 用者数の減少が一定以上生じている場 合の対応	時間延長サービス体制	共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	生活相談員配置等加算	入浴介助加算	中重度者ケア体制加算	重度者ケア体制加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	ADL維持等加算 [申出] の有無	認知症加算	者年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント・栄養改善体制	口腔機能向上加算	科学的介護推進体制加算		サービス提供体制強化加算				介護職員等処遇改善加算	
人員配置区分																													
施設等の区分								A 01 0 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 4	※地域密清型通마介護の場合			■ 1 地域密着型通历介護事業所	□ 2 療養通所介護事業所	口 3 療養通所介護事業所 (短期利用型)															
提供サービス	各サービス共通							4 1 1 2 2 2	—————————————————————————————————————			78 地域密着型通所介護																	

# 6 災害発生時における被災・避難状況の連絡について

佐賀県地域防災計画においては、社会福祉施設が被災した場合や利用者が避難指示等により避難した場合には、当該施設から市町を通じて県に連絡することとなっています。

つきましては、施設・事業所が被災した場合は、速やかに市長寿社会課に連絡いただくとともに、所在する地域において警戒レベル3(高齢者避難等)以上の警報が発令された場合等においては、あらかじめ定められた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に適切な対応(避難、屋内待機等)をとった上で、速やかに市長寿社会課に対して報告(様式1 災害時報告様式)をお願いします。

また、災害の状況が一定程度落ち着いた段階で、被災及び避難の詳しい情報 (様式2 被災情報・避難情報報告様式)を電子メール又はFAX等で送付をお 願いします。

なお、施設・事業所の災害対応マニュアル等においても、災害発生時の被災・ 避難状況の連絡先、内容等について記載いただくとともに、市長寿社会課の連絡 先を施設・事業所職員の目につく場所に掲示してください。

# 7 高齢者虐待の防止について

#### (1) 高齢者虐待防止法について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)は、平成18年4月1日に施行されました。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

また、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に 高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通 報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措 置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令 に基づく市町村(特別区を含む。以下同じ。)、都道府県の適切な権限行使等に ついて定められています。

#### (2) 高齢者虐待とは

高齢者(65歳以上の者)に対して、養護者(高齢者を現に養護する家族、 親族、同居人など)や養介護施設従事者等(高齢者福祉施設や介護保険サービ ス事業所等の職員等)による次のような行為を高齢者虐待といいます。

#### ア 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること

#### イ 介護・世話の放棄・放任

高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

#### ウ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### 工 性的虐待

わいせつな行為をする、又はわいせつな行為をさせること

#### 才 経済的虐待

財産を不当に処分することなど高齢者から不当に財産上の利益を得る こと

#### (3) 養介護施設・養介護施設従事者等の責務

「高齢者虐待防止法」に規定する養介護施設・要介護施設従事者等の責務として主なものは下記のとおりです

- 第5条 養介護施設、病院、~(略)~高齢者の福祉に職務上関係のある者 は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待 の早期発見に努めなければならない。
- 第20条 養介護施設の設置者~(略)~養介護施設従事者等の研修の実施、 当該養介護施設に入所し、~(略)~高齢者及びその家族からの苦情 の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待 の防止等のための措置を講ずるものとする。
- 第21条 養介護施設従事者等は、~(略)~高齢者虐待を受けたと思われる 高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければ ならない。
- 同条7項 養介護施設従事者等は、~(略)~通報をしたことを理由として、 解雇その他不利益な取扱いを受けない。

#### (4) 身体拘束と高齢者虐待との関係

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

また、身体的拘束等による高齢者への行動制限は、医療機関や介護保険施設等だけでなく、家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があることは同様です。

ただし、高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は高齢者虐待に該当します。緊急やむを得ない場合として拘束が認められる3要件([1]切迫性、[2]非代替性、[3]一時性)の全てを満たす事に加え、本人や家族への説明、観察と再検討による定期的な再評価、記録が必要となります。

#### (5) 高齢者虐待防止措置未実施減算について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る、②指針の整備、③研修の実施、④担当者を定めること)が講じられていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算することになります。

なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意してください。

#### (6) 従業者の新規採用時の虐待の防止のための研修

解釈通知の第3の一の4 (31) ③虐待の防止のための従業者に対する研修 (第三号) に、「・・・、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施す ることが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要で ある。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。」との記載があります。

基準第3条の38の2第三号の定期的な研修とは別に、従業者を新規に採用した時は、虐待の防止のための研修を実施するとともに、受講者の感想など、研修の実施内容についても記録を残すようにしてください。

# 8 介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス 事業者(以下「事業者」といいます。)は、法令違守等の業務管理体制の整備が 義務付けられています。

これは、介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正事案を未然に防止することで、利用者の保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営を図ることを目的としたものです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設(以下「事業所等」といいます。)の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、国、都道府県又は保険者に、遅滞なく届け出なければなりません。

また、届出先は事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所 (本社・本部)の所在地で決まるものでないので、注意してください。

		事業所数							
		1以上	20以上	100以上					
		20未満	100未満						
整	法令順守責任者の選任	0	0	0					
備内	法令順守規程の整備	_	0	0					
容	監査の定期的な実施	_	_	0					

	区	届 出 先
1	事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業 者	厚生労働大臣
2	事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が 所在する都道府県知事
3	事業所が同一指定都市内のみ所在する事業者	指定都市の長
4	事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
5	地域密着型サービス (予防含む) のみ行う事業者で、 事業所が同一市町村にのみ所在する事業者	市町村長
6	1から5以外の事業者	都道府県知事

# 9 認知症介護基礎研修について

令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者は、医療・福祉関係の 資格を有さない全ての介護職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることとされており、令和6年4月1日から義務化されています。

新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることが必要です。

なお、対象となる職員に認知症介護基礎研修を受講させないまま働かせた場合、運営基準違反となります。詳細は佐賀県ホームページでご確認ください。

# 10 地域密着型サービスの運営に必要な研修について

研修については、年に1回しか開催されない研修があります。人事異動等の際 に必ずご確認ください。

また、常勤の計画作成担当者(介護支援専門員)が急な入院等により、暦月で 1月を超える休暇となり、人員基準を満たす計画作成担当者を新たに配置でき ない場合は、人員基準欠如として減算の対象となりますので、計画的な受講をお 願いします。

# (1) 代表者

ア 対象サービス 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看

護小規模多機能型居宅介護

イ 必要な研修 認知症対応型サービス事業開設者研修

※みなし措置あり

### (2) 管理者

ア 対象サービス 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症

対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

イ 必要な研修 認知症対応型サービス事業管理者研修

※受講には実践者研修又は基礎課程の修了が必要

#### (3) 計画作成担当者

ア 対象サービス 認知症対応型共同生活介護

イ 必要な研修 実践者研修又は基礎課程

#### (4) 計画作成担当者(介護支援専門員)

ア 対象サービス 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

イ 必要な研修 小規多機能型サービス等計画作成担当者研修

※受講には実践者研修又は基礎課程の修了が必要

# 11 事故報告について

下記の事故等については所要の措置が終了した後、原則として市長寿社会課に指定様式を用いて、速やかに報告してください。

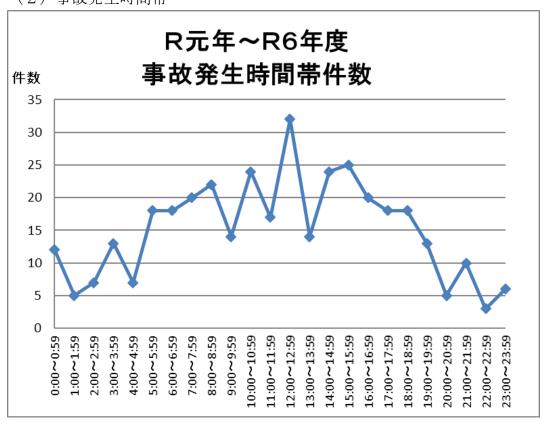
- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) 食中毒及び感染症、結核等の発生の場合
- (4) 職員(従業者)の法令違反、不祥事などの発生の場合
- (5) その他報告が必要と認められる事故(徘徊、他者の薬を誤って服用したなど) の発生の場合

# 12 伊万里市内の介護サービス事業所における事故の現状について

#### (1) サービス種別件数(事故報告書)

サービス種別	R 元年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
介護老人福祉施設(地密特養)	6	11	7	15	24	21
介護老人保健施設	1			3	2	1
介護療養型医療施設(介護医療院)	4		1			
短期入所生活介護	7	9	5	3	4	12
短期入所療養介護						
訪問介護					2	
通所介護(地密デイ含む)	10	5	10	7	9	13
通所リハビリ					2	1
認知症対応型共同生活介護	4	14	27	45	29	41
小規模多機能型居宅介護	2			14	4	2
宅老所(通所介護エリア含む)		3	6	5	3	3
その他(有料老人ホーム等)	1	1	5	46	21	2
合計	35	43	61	138	100	96

#### (2) 事故発生時間帯



# (3) 発生場所

発生場所	内訳	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	居室	4	18	21	48	32	39
居 室 内	ベット付近	5				1	
	居室トイレ	3		1		1	
食 堂	食堂	1	1	19	29	23	30
	キッチン						
	フロア	2	1	4	1		
リピングルーム ・ フ ロ ア	リビングルーム	4	9	1	1	3	2
	ディルーム	4		1	2	2	5
廊 下	廊下	4	3	5	3	4	7
浴室	浴室		1	1	3	4	1
	脱衣所	2	1	1	1	1	3
玄関・ホール	エレベーター前						
AR (1 //	玄関		2	1	1	1	
共 用トイレ	トイレ	3	4	3	5	4	2
X /11 1 V	洗面所	1		1		1	1
	ケアステーション前					***************************************	
	健康管理室				***************************************	***************************************	
その他の施設内	静養室			1			2
	その他				3	13	
	不明					1	1
屋外	屋外	1	3	1	1	2	2
	居室内				1		
利用者宅	トイレ・浴室						
	その他(利用者宅)					5	
その他		1	0		39	2	1
合 計		35	43	61	138	100	96

# (4) 傷病部位別事故件数

傷病部位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大腿骨骨折	13	14	29	29	25	21
その他の骨折	8	4	8	11	13	6
下肢	2	1	1	7	2	5
頭部・顔部	3	7	9	14	8	13
体幹・腰部・肋骨	1	2		7	3	6
上肢	2	1	2	8	2	5
呼吸器				1		1
消化器						
循環器						
皮膚	2	1		5	10	3
神経・精神						1
泌尿器					1	
その他(誤嚥・誤薬・異食)		5	2	1	22	24
その他(誤嚥死亡)	1		1			
死亡		1	2	1		
感染症				32	13	7
詳細不明					1	
その他	3	7	7	22		4
総計	35	43	61	138	100	96

# (5) 事故発生から事故報告書の提出までの期間

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0日~10日	24	19	30	37	53	54
11日~20日	6	6	8	10	6	11
21日~30日	1	5	1	7	11	7
31日~60日	3	3	1	45	11	9
61日~90日	1	1	1	2	4	1
91日~180日		3	6	9	2	3
181日~360日		1	8	10	1	5
361日以上		5	6	18	12	6
合計	35	43	61	138	100	96

# 13 地域密着型サービスに関する基準省令、解釈通知、告示等

(1) 各サービスの人員、設備、運営等に関する基準

# ア 各サービスの人員、設備、運営等に関する基準省令、解釈通知

サービス	基準	省令	<i>ሕ</i> ፖ <u></u> ነጁ የግ
種類	介護	予防	解釈通知
	指定地域密着型サービスの事	指定地域密着型介護予防サー	指定地域密着型サービス及び
	業の人員、設備及び運営に関	ビスの事業の人員、設備及び	指定地域密着型介護予防サー
	する基準 (平成 18 年 3 月 14	運営並びに指定地域密着型介	ビスに関する基準について
(介護予防)	日厚生労働省令第34号)	護予防サービスに係る介護予	(平成 18 年 3 月 31 日老計発
地域密着型		防のための効果的な支援の方	第 0331004 号・老振発第
サービス		法に関する基準(平成 18 年 3	0331004 号・老老発第 0331017
		月 14 日厚生労働省令第 36	号 厚生労働省老健局計画課
		号)	長、振興課長、老人保健課長
			連名通知)
地域密着型	特別養護老人ホームの設備及		特別養護老人ホームの設備及
サービス	び運営に関する基準(平成 11		び運営に関する基準について
のうち	年 3 月 31 日厚生省令第 46		(平成 12 年 3 月 17 日老発第
特別養護	号)		214 号 厚生労働省老人保健
老人ホーム			福祉局長通知)
の基準は			
こちらも			
参照			

## イ 各サービスの人員、設備、運営等に関し、厚生労働大臣が別に定める基準等

告示の名称	内容
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に	●厚生労働大臣が定める者
関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定夜間対応
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ	型訪問介護のオペレーター要件
ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	●厚生労働大臣が定める研修
する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修	・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認
(平成 24 年厚生労働省告示第 113 号)	知症対応型共同生活介護。看護小規模多機能型居宅介
	護の各事業所の管理者の研修
	・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、
	看護小規模多機能型居宅介護の計画作成者の研修
	・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、
	看護小規模多機能型居宅介護の代表者の研修

# (2) 各サービスに要する費用の額の算定に関する基準

# ア 各サービスに要する費用の額の算定に関する基準、留意事項通知等

サービス種類	基準省令	留意事項通知
地域密着型サービス	指定地域密着型サービスに要する費	指定地域密着型サービスに要する費
	用の額の算定に関する基準(平成 18	用の額の算定に関する基準及び指定
	年厚生労働省告示第 126 号)	地域密着型介護予防サービスに要す
地域密着型介護予防サービス	指定地域密着型介護予防サービスに	る費用の額の算定に関する基準の制
	要する費用の額の算定に関する基準	定に伴う実施上の留意事項について
	(平成 18 年厚生労働省告示第 128	(平成 18 年老計発第 0331005 号・老
	号)	振発第 0331005 号・老老発第 0331018
		号 厚生労働省老健局計画課長、振
		興課長、老人保健課長連名通知)

## イ 各サービスに要する費用の額の算定に関する基準、留意事項通知等

告示の名称	内容
厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成24年厚生労働	地域ごとの1単位当たりの単価を規定
省告示第 94 号)	伊万里市は1単位10円
厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成 24	
年厚生労働省告示第 95 号)	
厚生労働大臣が定める基準 (平成 24 年厚生労働省告示第	単位数表において、「別に厚生労働大臣が定める」となっ
96 号)	ているものについて規定
厚生労働大臣が定める施設基準 (平成 24 年厚生労働省告	
示第 97 号)	
厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員	
等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成 12	定員超過・人員基準欠如に係る減算の基準
年厚生労働省告示第 27 号)	
厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関す	介護保老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
る基準(平成 12 年厚生省告示第 29 号)	短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護の夜勤者
	の基準
介護保険法施行規則第68条第3項及び第87条第3項に	
規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費	居宅介護サービス費等に係る支給限度額から控除する額
用の額(平成 12 年厚生省告示第 38 号)	
厚生労働大臣が定める地域	特別地域加算の地域について規定
厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域 (平成 21 年厚	中山間地域(事業所加算や利用者への加算)の地域につ
生労働省告示第83号)	いて規定